

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化などにより、家庭や地域でのつながりが希薄化するなど、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足していることが指摘されており、高齢者の孤独死、子どもや高齢者、障害者等への虐待、※DV、ひきこもりなどの問題が起きています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時の要援護者の支援方策が課題となり、多様化・複雑化した福祉課題が多く見られることや、公的サービスだけでは対応が困難な方や公的サービスへ自らつなぐことのできない方への対応も重要な課題となっています。また、一方では、※ボランティアや※NPOなどによる福祉活動への参加も多く見られるようになってきています。

また、福祉の分野においては、施設を中心とした福祉から、地域を中心に個人の自立した生活を総合的に支援する福祉への転換が図られる中で、すべての人が、助け合いながら、その人らしく、自立し、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要となっています。

本市では、これまで「障害者計画」「障害福祉計画」「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「子育て支援行動計画」など対象者別の福祉に関する個別計画を策定し、その目標実施に向けて取り組んでいます。しかしながら、福祉需要の変化に対応するためには、従来の個別計画での対応だけでは限界があり、個別分野を総合化した福祉のあり方や地域という場所に着目し、広く生活課題全般を対象とした福祉のあり方が求められるとともに、行政のみならず、地域住民、各種団体、サービス提供事業者等がそれぞれ役割を持ってすべてで支えていく仕組みづくりが求められています。

第2節 計画策定の目的

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスとは異なり、自分たちが住んでいる「地域」に着目した福祉のことです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域の中で安心して生活できるように、行政と市民が協力して、ふれあい活動や見守り、助け合いといった支え合いを行っていくことです。

「福祉」というと、高齢者や障害者など特定の人だけが対象というイメージを持っている人が多いかもしれませんが、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日常の生活でも支援が必要になるときがあります。

例えば、ゴミ捨てや電球の交換、育児疲れでリフレッシュしたいなど、既存の福祉制度でサービスが提供されていなかったり、誰かに頼むことに気がひけるような小さなことであったりする場合があります。地域で安心して生活するためには、このような支援ができる仕組みが必要となってきます。

また、災害発生時の高齢者や障害者の避難誘導・安否確認や犯罪からの子どもの安全確保などの問題は、行政だけで対応することは困難であり、市民、地域・団体、事業所など地域に関わるすべての人が協力して進めていく必要があります。

従って、行政をはじめ、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、各種ボランティア、事業所など地域に関わるすべての人が協力して、さまざまな課題に取り組むことで、支援を必要としている人一人ひとりに、きめ細かい対応をすることが可能となり、安心した暮らしが実現できると考えます。

地域に関わるすべての人が協力して、支援を必要としている人を、地域において支えていく仕組みづくりを計画的に進めていくために、「津山市地域福祉計画」を策定しました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「津山市総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進するための基本理念や基本目標、施策の方向性を示すもので、※社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画です。

他の保健福祉に関する個別計画との整合性を図るとともに、住民参加や協働に関する視点も併せ持っています。

また、本計画は、個別行政分野でのサービス整備については、それぞれの個別計画に委ね、行政分野を横断して取り組むことが必要な施策や地域住民と連携して課題に取り組むために必要な施策について定めます。

さらに、津山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画「福祉のまちづくりプラン」とも相互に連携するものです。

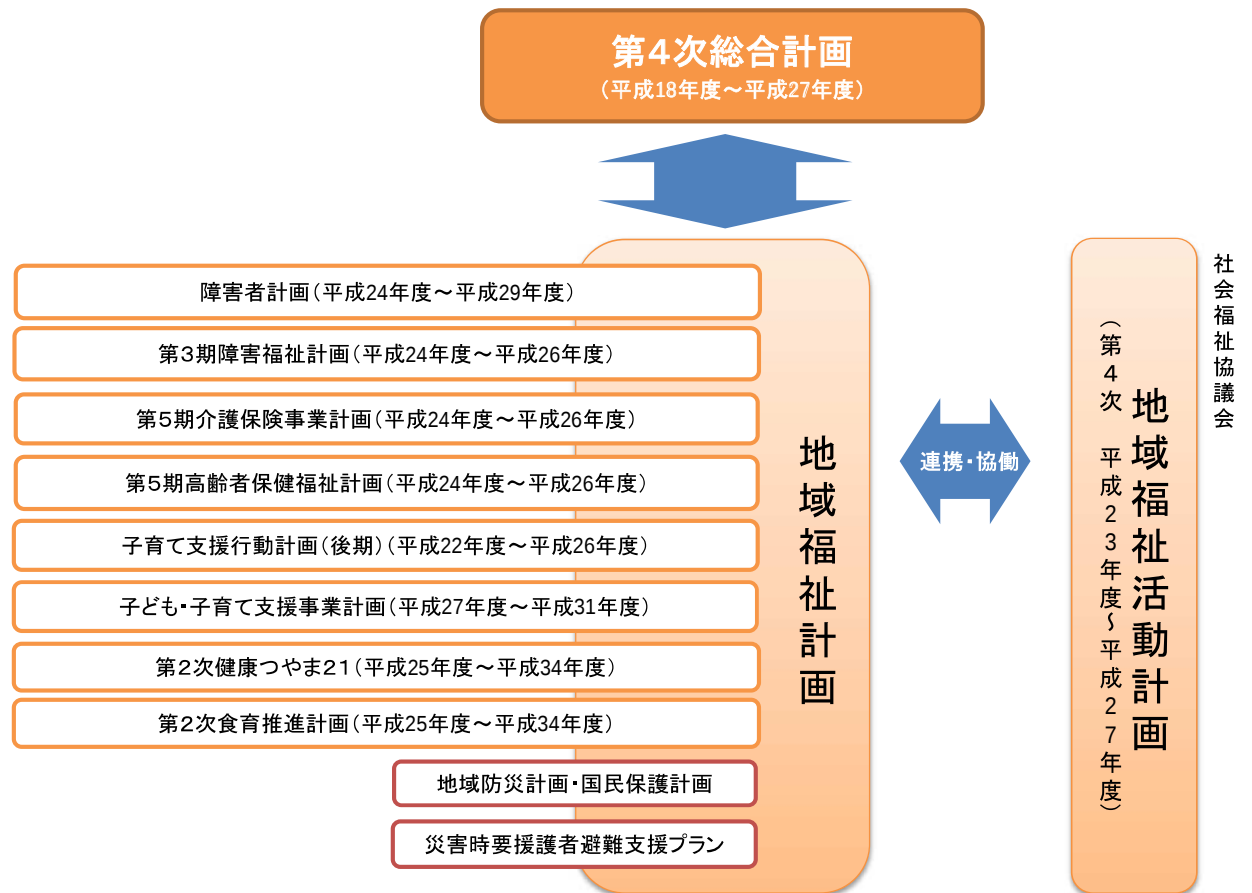
【社会福祉法の条文（第107条）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【地域福祉計画と関連個別計画との位置づけ】



第4節 計画の期間

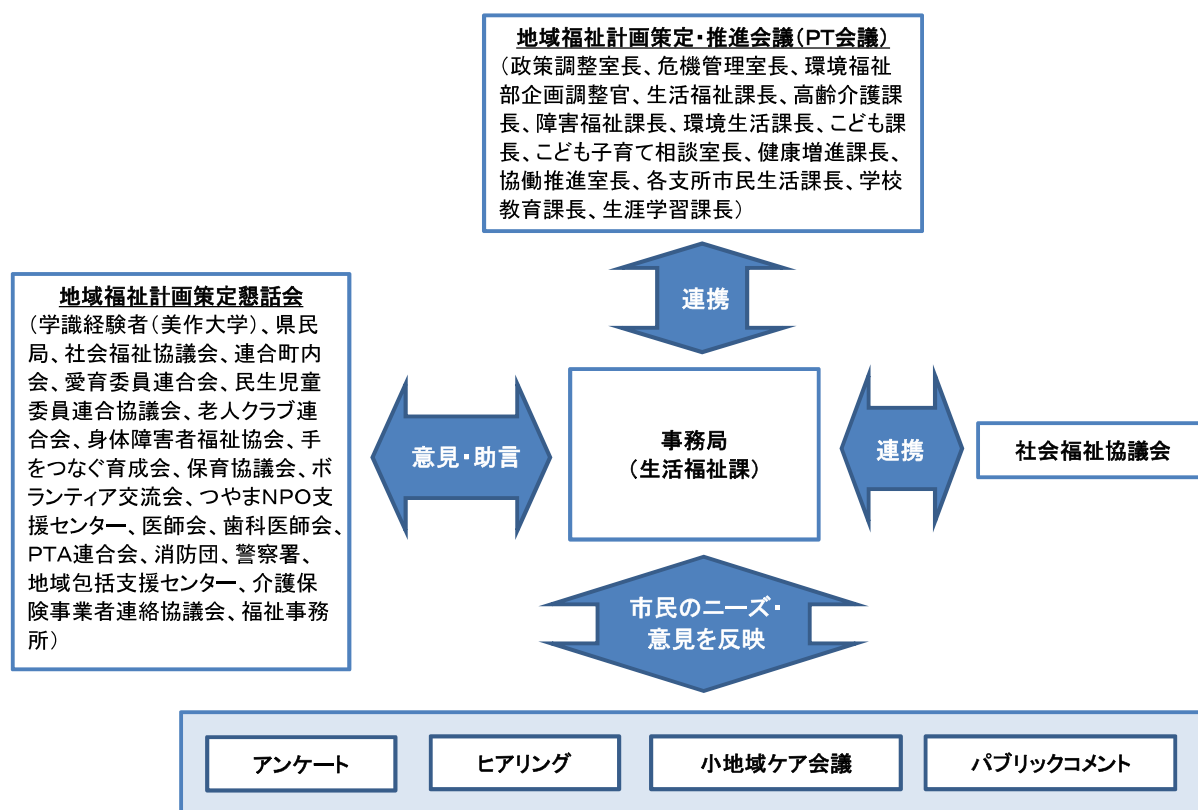
この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行うものとします。また、平成28年度からの第5次総合計画の策定により、必要に応じて見直し、修正等を行っていきます。

計画名		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
総合計画			第4次計画（平成18年度～平成27年度）										第5次計画 （平成28年度～）			
障害者計画			計画 （平成18年度～平成23年度）					計画 （平成24年度～平成29年度）								
障害福祉計画			第1期計画 （平成18年度～平成20年度）	第2期計画 （平成21年度～平成23年度）			第3期計画 （平成24年度～平成26年度）			第4期計画 （平成27年度～平成29年度）						
介護保険事業計画			第3期計画 （平成18年度～平成20年度）	第4期計画 （平成21年度～平成23年度）			第5期計画 （平成24年度～平成26年度）			第6期計画 （平成27年度～平成29年度）						
高齢者保健福祉計画			第3期計画 （平成18年度～平成20年度）	第4期計画 （平成21年度～平成23年度）			第5期計画 （平成24年度～平成26年度）			第6期計画 （平成27年度～平成29年度）						
子育て支援行動計画			前期計画 （平成17年度～平成21年度）				後期計画 （平成22年度～平成26年度）									
子ども・子育て 支援事業計画												計画 （平成27年度～平成31年度）				
健康つやま21			前期計画 （平成15年度～平成19年度）		後期計画 （平成20年度～平成24年度）					第2次計画 （平成25年度～平成34年度）						
食育推進計画				第1次計画 （平成19年度～平成24年度）						第2次計画 （平成25年度～平成34年度）						
地域防災計画 国民保護計画	毎年	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
災害時要援 護者避難支援プラン	随時															
地域福祉活動計画			第3次計画 （平成18年度～平成22年度）				第4次計画 （平成23年度～平成27年度）				第5次計画 （平成28年度～平成32年度）					
地域福祉計画											第1次計画 （平成26年度～平成30年度）					

第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民や地域・団体の課題を把握し、ニーズなどを反映させるため、アンケート調査やヒアリングなどを実施しました。また、計画に関する調査・研究を行い、計画の策定に関し意見を反映させるため、学識経験者、市民団体代表者、保健・福祉・医療関係者、学校教育関係者、社会福祉協議会代表などからなる「地域福祉計画策定懇話会」を設置しました。

【地域福祉計画の計画策定体制】



第6節 計画策定への市民参加

1. アンケート調査の実施

郵送及び手渡しによる配布・回収により、アンケート調査を実施しました。

- ① 本市在住の16歳以上の1,500名（無作為抽出）－【回収数 511】
- ② 民生委員・児童委員 283名－【回収数 257】
- ③ 愛育委員・栄養委員 300名－【回収数 256】
- ④ 町内会長 366名－【回収数 284】

2. ヒアリング調査の実施

地域の福祉・子育て・防災に関わる関係団体・市民ボランティアなどから多様な意見を聴取するため、ヒアリング調査を実施しました。

1回あたり30名程度の規模とし、1グループ6名程度ごとで意見交換を行いました。

	開催日時	開催場所	分野
第1回	平成25年10月25日（金） 19：00～21：00	津山市役所2階 大会議室	障害者（児）関係
第2回	平成25年11月1日（金） 19：00～21：00	津山市役所2階 大会議室	高齢者関係
第3回	平成25年11月8日（金） 19：00～21：00	津山市役所2階 大会議室	防災関係、子育て関係

3. 小地域ケア会議への参加による取組状況等の反映

平成25年度における小地域ケア会議の現状については、下表のとおりです。

エリア	支部地区	小地域ケア会議	設立準備中	担当職員（人）		
				包括	社協	行政
東 部	大 崎 支 部		○	4	1	2
西 部	城 西 支 部	○		3	1	2
南 部	鶴 城 支 部		○	3	1	2
	佐良山支部	○		1	1	2
北 部	高 倉 支 部		○	4	1	1
中 央 部	城 東 支 部		○	1	1	2
	東津山支部		○	4	1	2
加茂・阿波	新加茂支部	○		3	1	2
勝 北	広戸西支部		○	4	1	2
久 米	大井東支部	○		4	1	2

4. パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるため、窓口での閲覧やホームページなどの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。

実施期間：平成 26 年 1 月 30 日（木）～2 月 28 日（金）

閲覧場所：環境福祉部社会福祉事務所生活福祉課、各支所市民生活課、津山市役所ホームページ

5. 策定懇話会の実施

計画に関する調査・研究を行い、計画の策定に関して意見を反映させるため、学識経験者、市民団体代表者、保健・福祉・医療関係者、学校教育関係者、社会福祉協議会代表などからなる「地域福祉計画策定懇話会」を開催しました。

	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 25 年 7 月 24 日（水） 15：00～17：00	津山市役所 2 階 202 会議室
第 2 回	平成 25 年 10 月 3 日（木） 15：00～17：00	津山市役所東庁舎 E101 議室
第 3 回	平成 26 年 1 月 16 日（木） 10：00～12：00	津山市役所議会棟 第 1 委員会室
第 4 回	平成 26 年 3 月 7 日（金） 13：30～15：00	津山市役所議会棟 第 1 委員会室